

入院中の患者・家族様へ

入院時食事療養費の自己負担金額の変更について

令和7年4月1日より、国の健康保険法等の規定に基づき入院中の食事代の自己負担金額が下記のとおり変更となります。

※全医療機関共通の負担額変更となります。

◎ 食事療養費標準負担額

区分		1食あたりの負担額
一般		510円
市区町村民税 非課税世帯	低所得者 II	240円
		(91日目以降190円)
	低所得者 I	240円
		(91日目以降190円)
	70歳未満	110円(変更なし)
	70歳以上75歳未満	110円(変更なし)
指定難病・小児慢性特定疾患の患者		300円

◎ 65歳以上の方が療養病床に入院したときの生活療養費標準負担額

区分		1食あたりの負担額
課税世帯	入院時生活療養(I)を算定する 医療機関に入院している者	510円
指定難病・小児慢性特定疾患の患者		300円
市区町村民税 非課税世帯	低所得者 II	240円
		(医療の必要度に高い方)
		91日目以降190円
	低所得者 I	140円(変更なし)
		(医療の必要度に高い方)
		110円(変更なし)
指定難病患者		110円(変更なし)